

眞壁とし子さんのキヤノン電子労働組合に対する裁判闘争を終えて

弁護士 渡 邊 祐 樹

- 1 眞壁とし子さんがキヤノン電子労働組合による不当解雇に対して2016年9月に起こした地位確認等請求訴訟が、2018年6月11日に、和解により終了しました。

和解は、「使用者都合で退職したこと」を確認する等の内容で、眞壁さんに対する不当解雇が撤回された勝訴的和解であると思っています。

- 2 思えば、2006年頃から、使用者のキヤノン電子労働組合と、同労働組合に対して眞壁さんたち専従書記を退職させることを進めさせたキヤノン電子株式会社とが、退職勧奨を受け入れなかった眞壁さんを退職させるために様々な嫌がらせをしてきたことに対して、2009年9月に損害賠償請求訴訟を起こしたのが裁判の始まりでした。

そして、その訴訟の係属中に、キヤノン電子労働組合は、眞壁さんを解雇してきたので、地位確認の仮処分命令の申立もしました。

しかし、仮処分命令は認められず、また、損害賠償請求訴訟も一審では全面敗訴してしまいました。眞壁さんには何も非がないにもかかわらず、裁判で勝てないことで、司法に対する不信とともに、むなしさを感じていました。

しかし、2015年4月に、損害賠償請求訴訟の控訴審において、使用者のキヤノン電子労働組合だけではなく、キヤノン電子株式会社に対しても共同不法行為を認める画期的な判決が出され、最高裁で確定しました。

そして、不当解雇についても、今回の勝訴的和解で終了しました。

このように、眞壁さんの裁判闘争は、眞壁さんの主張の多くが認められたことから、「勝利」で終わったといえます。

- 3 とても長い闘争でしたが、諦めずに闘い続けた眞壁さんに敬意を表するとともに、裁判期日のたびに傍聴席を満席にさせていただいた多くの支援者の方々に、あらためてお礼を申し上げたいと思います。

以上